

伊東市観光会館使用料金表

ホール及び各室基本使用料 (円:税抜き)

使用時間帯		午前	午後	夜間	全日	冷暖房料	収容人員	面積
施設区分		9時 ～12時	13時 ～17時	18時 ～22時	9時 ～22時	1時間 につき	名	m ²
ホ ー ル	平日	12,000	23,000	28,000	56,000	4,000	1,007 (1F 715) (2F 292)	816.34
	土曜日	13,000	27,000	33,000	65,000			
	日曜日	15,000	27,000	33,000	67,000			
	休日							
楽 屋	第1楽屋	500	500	600	1,400	700	30	
	第2楽屋	400	400	500	1,200	500	10	
	第3楽屋	500	500	600	1,400	700	20	
浴室		300	300	300	900	—	—	
会 議 室	第1会議室	1,800	2,500	3,300	6,800	500	150	193.20
	第2会議室	1,500	2,000	2,700	5,600	400	120	171.35
	第3会議室	1,100	1,500	2,200	4,300	300	30	64.48
	第4会議室	1,200	1,700	2,400	4,800	300	24	59.52
	別館	5,000	7,500	8,700	18,700	1,000	285	337.80

(舞台付、展示にも利用可能)

※会館の使用時間は、午前9時から午後10時までとし、準備及び片付けの時間を含みます。

(休館日：毎月第2・第4月曜日 及び 12月28日～1月3日)

※ご使用のお申し込みは、使用される月の11ヶ月前の1日から受付けます。

(ただし、1日が土曜日、日曜日、祝日のときは最初の平日)

※申し込みと同時に基本使用料を全額納付していただきます。

(申込期限:ホール30日前、会議室10日前)

※冷暖房・マイク等の附属設備使用料については、使用当日に納付していただきます。

(備 考)

1. ホール、会議室及び別館について、使用者が入場料その他これに類する料金(以下「入場料」という。)を徴収する場合の使用料は、基本使用料に、次に定める率を乗じて得た額を加算した額とする。

(1)入場料 1,000円未満のとき 基本使用料の 5割

(2)入場料 1,000円以上 3,000円未満のとき 基本使用料の 10割

(3)入場料 3,000円以上のとき 基本使用料の 20割

2. ホールについて、本番に接続するリハーサル及び準備のため使用する場合、該当する区分の基本使用料を5割減算する。

3. 使用時間を延長した場合は、別に30分(15分以上の延長は30分とみなす)につき、基本使用料の1割5分を加算する。(※早朝及び夜間使用の場合のみ。区分と区分の間では延長不可。)

(市内利用者割引)

下記の市内利用者につきましては、基本使用料及び附属設備使用料(税抜)から5%の割引を行います。
(期間：2019年10月1日から2020年9月30日まで)

・伊東市内の企業または団体等。(実質の主催者・関係者が市外の方は適用外)

・伊東市内を主な活動の場としている文化芸術団体等。

※割引の適用につきましては、ご利用内容により判断させていただきます。(名義貸し等不可)